



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成28年12月26日

担
当

【照会先】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長
統括特別司法監督官
<電話> 011-709-2311
(内線 3542)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成27年の監督指導結果を公表

北海道労働局（局長 田中敏章）は、道内の労働基準監督署（支署）が、平成27年に外国人技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導結果についてとりまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり。）

外国人技能実習生制度は、企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材を育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労働基準関係法令に違反したケースが依然として存在しており、北海道労働局は技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んできました。

〔平成27年の監督指導結果の概要〕

労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した114事業場（実習実施機関）のうち82事業場(71.9%)であった

業種別では、食料品製造業が67事業場のうち47事業場(70.1%)で、農業・畜産業が26事業場のうち21事業場(80.8%)で、労働基準関係法令違反が認められた。

主な違反は、(1)定期健康診断が実施されていないなどの健康診断関係(42.1%)、(2)安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全基準関係(29.8%)、(3)賃金不払など賃金の支払関係(16.7%)の順に多かった。

別添

1 監督指導状況(別紙参照)

(1) 平成 27 年に、道内の労働基準監督署において、実習実施機関に対して 114 件の監督指導を実施し、その 71.9%に当たる 82 件で労働基準関係法令違反が認められた。注

図1 監督指導実施事業場数・違反事業場数(全産業計)

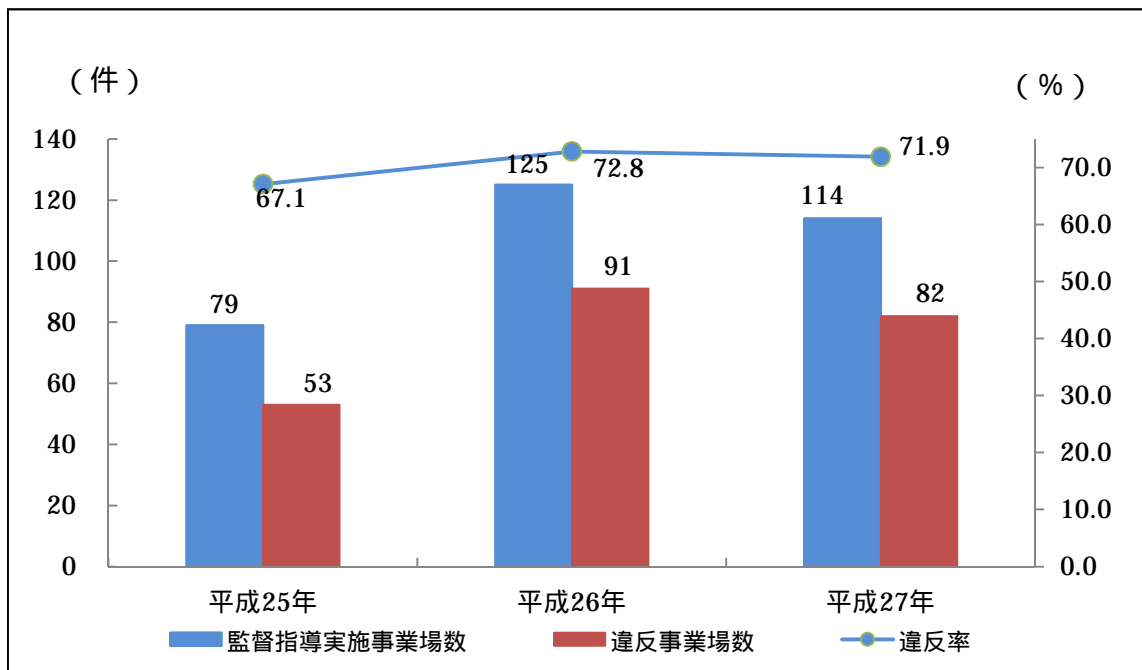
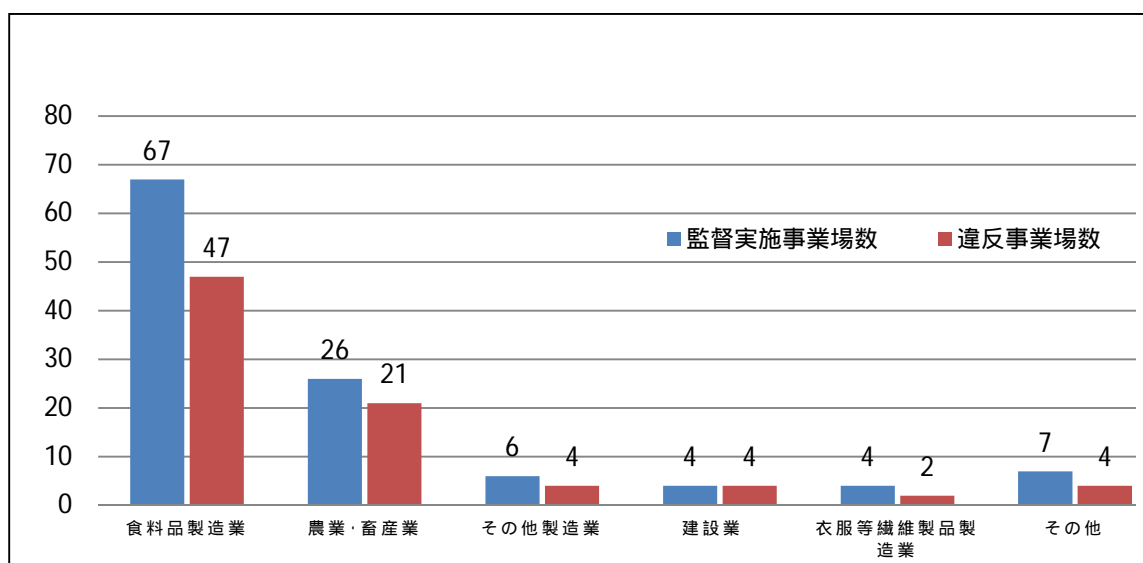


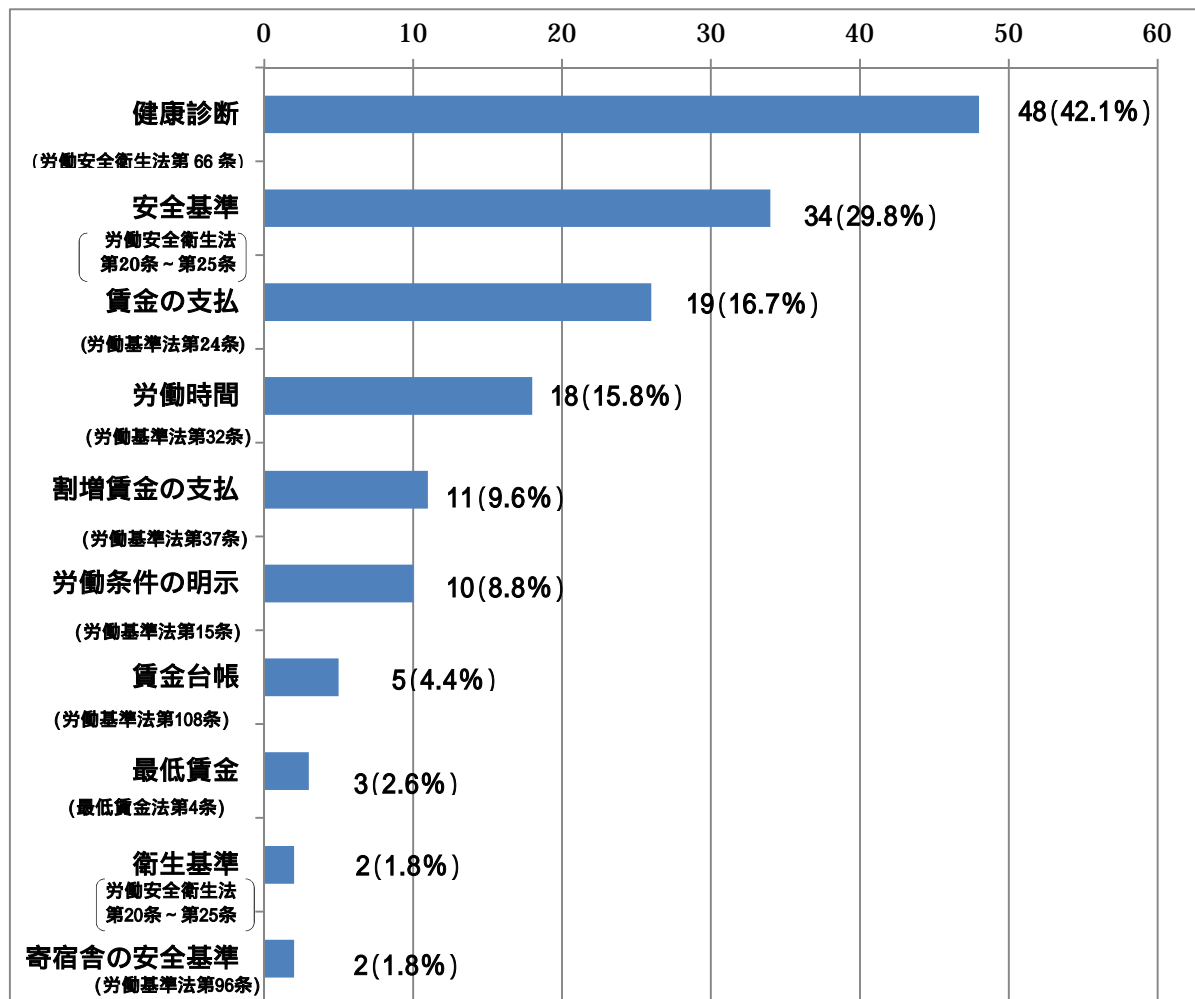
図2 業種別 監督実施事業場数・違反事業場数(業種別)



注 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 主な違反内容は、定期健康診断が実施されていないなどの健康診断関係(42.1%)、安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全基準関係(29.8%)、賃金の不払いなど賃金の支払関係(16.7%)の順に多かった。

図3 主な違反内容



是正・改善指導の対象となった主な内容

【事例1】 技能実習生の賃金の一部が支払われないとの情報を端緒に監督指導を実施し、賃金の全額支払を指導したもの。

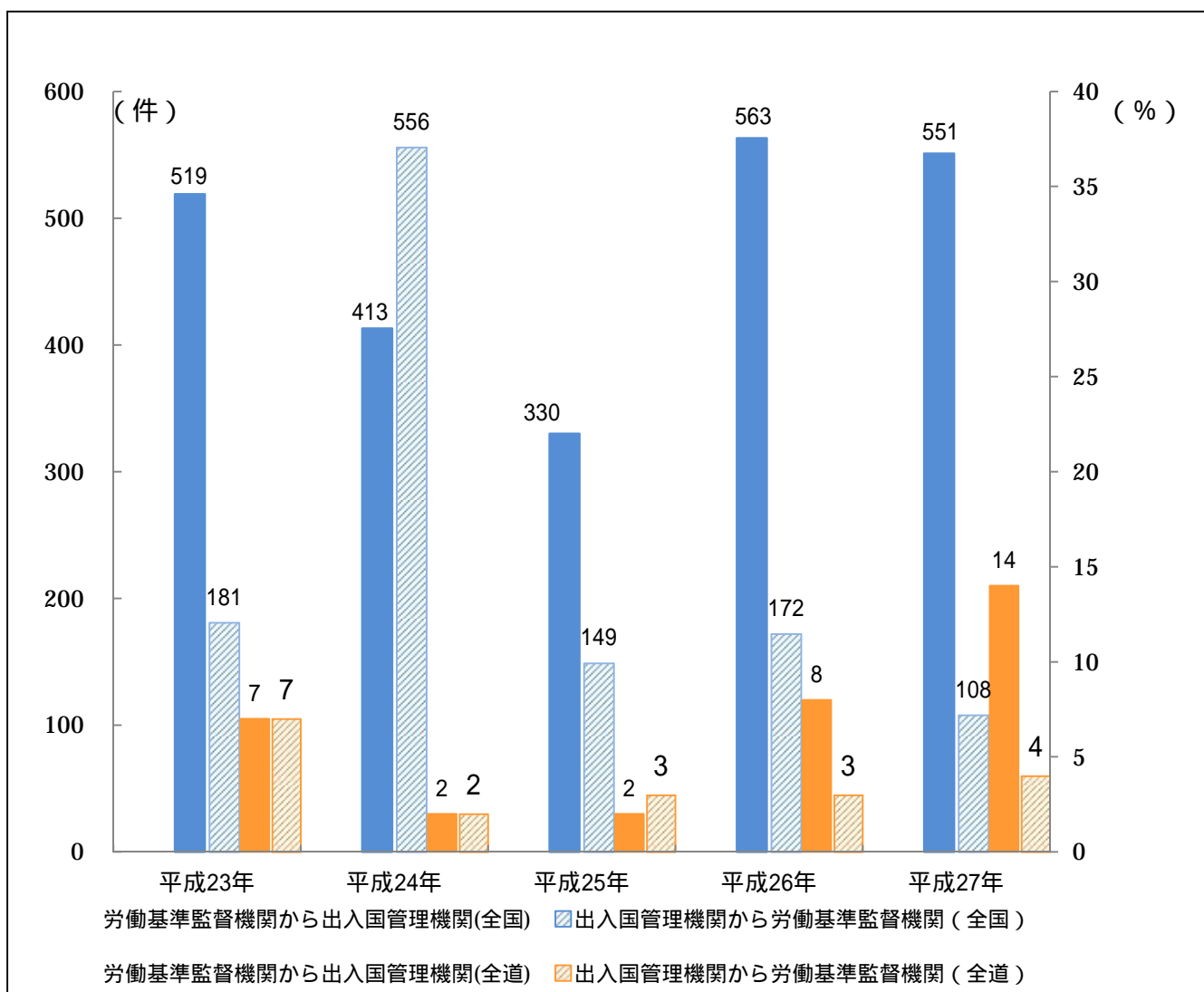
【事例2】 技能実習生の長時間労働について夜間臨検による監督指導を実施し、違法な時間外労働の是正と過重労働による健康障害防止を指導したもの。

【事例3】 労働災害の発生を契機に監督指導を実施し、フォークリフトとの接触防止策を指導したもの。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報(1)した件数は全国で 551 件、北海道では 14 件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報(2)された件数は全国で 108 件、北海道では4件であった。
 - 1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案
労働基準監督機関が行う指導の結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
 - 2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関が行う実態調査等により、技能実習生受け入れ機関において労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導を実施している。

図4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況



別紙

技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導結果
(平成27年1月～12月)

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	5,173件	114件
違反事業場数	3,695件	82件
(違反率)	(71.4%)	(71.9%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法 第15条)	591	(11.4%)	10	(8.8%)
賃金の支払 (労働基準法 第24条)	545	(10.5%)	19	(16.7%)
労働時間 (労働基準法 第32条)	1,169	(22.6%)	18	(15.8%)
割増賃金の支払 (労働基準法 第37条)	774	(15.0%)	11	(9.6%)
賃金台帳 (労働基準法 第108条)	279	(5.4%)	5	(4.4%)
寄宿舍の安全基準 (労働基準法 第96条)	162	(3.1%)	2	(1.8%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	1,076	(20.8%)	34	(29.8%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	526	(10.2%)	2	(1.8%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	514	(9.9%)	48	(42.1%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	114	(2.2%)	3	(2.6%)